

りまして、もしかその後、東京都において来ておりませんけれども、来
た場合には、議会の方にお話しをして、しかるべき処置を取りたいと
思いますけれども、現在のところ、全然、そういう文書もまた連絡も
来ておりませんので、いままでのとおりというようなことで御理解
をいただきたいと思います。

外国人登録の指紋の件についてでございますけれども、やは
りこれは国の移管事務でございますして、私どものことを申し上げ
てはあれですけれども、法律に従って私どもがそれを処置をして
おるわけでございます。

それから、あと警察等の関係については、担当の方から答弁い
たさせていただきますので、よろしく願います。

○市民部長（井上久雄君） それでは、ただいまの市長の補足をさせ
ていただきます。

外国人登録原票の閲覧のことにつきましては、法務省の指導
によりまして、主要警察職員等の公務員からの法令の規定に

基つき、代表人物を特定した原票の閲覧請求、写しの交付要求、
あるいは登録事項の紹介がみた場合、あるいは日本住宅公団等の特
殊法人にも応えることになっております。

なお、その写しの交付要求があった場合に、指紋については出して
おりません。

○十二番（遠藤洋一君） 最初の市長の方から、口頭では強く言っている
んだがということ、続けていっていただきたいと思えますけれども、
やはり市としても、一つのK.C.の問題などがあったときには、昭島さん
なんか特にしていらっしゃると聞くんではございますけれども、確固たるテー
マとか資料とかを持ってから防衛庁とかの対応をしていたらきたい
ということ、何となく来ているような話では、話になら
ないというふうに思うわけです。特に、K.C.135の場合、さっき申し上
げましたとおり、それは騒音のすさまじいものですから、市民への
生活の影響がとても強いんです。

そのときに、なかなか市長がこういうことを言っていますと言っ

ても市民はわからないわけで、こういうことに対して市長はこういうふうなことをしているんだと。こうやって市民のためにがんばっているということについては、やはり知っていかないとまずいだろうと思うんです。僕も知らないくらいですから。ぜひこのところはこれから毅然とがんばってほしいと思いますし、同時に、いま言いましたとおり、やっと夜の時間帯の飛行が数字が出てくるありさまです。それから、そのところの一つ一つをやはりデータとして資料をそろえて持って行ってほしいと思いますし、事務報告などにも、深夜も含めて時間で分離するような形で騒音報告というものをぜひしていたきたいというふうに思います。そうした形の上で新たな事態を対処をしませんと、いままでどうしてもはっきりにない、つまり、態様の变化の中身が全然さっきの答弁の中で基準がないじゃないですかということになるわけです。

つまり、たとえば部隊の変更、人員の増強、内部訓練の变化、これの、つまり、であればというのは、どのようなことで具体

的には部隊の変更、あるいは職員増加になるのか。K135があとここに五機常駐しますと、それでまたどれだけ兵員がふえるかということがあるわけです。実際、ふえているわけです。実際、ふえているのは防衛庁などわからないと言いますけれども、そのところは、つまり担当、あるいは基地を抱えている市としては、もう一回も二回も詰めてほしいことだろうと思うんです。防衛庁は言わなくても、兵隊がー最近、兵隊がふえたという話をするわけですから、ふえたなどばだれでも思えるわけですから、ここのところ、つまりどうも靴の上から足の裏をかくような感じがすごくするんですけれども、部隊の変更、態様の变化につきましては、ぜひ見逃さない態度で、すぐ防衛庁との対応をお願いをしていきたいというふうに思っています。一応ここは要望に変えておきたいというふうに思います。

それから、二つ目の都立保育園の移管の問題で、一貫して御答弁は、要するに変化はないのであるということなんです。

もう一遍伺っておきたいんだけど、八月二十五日というのは僕の方の勘違いですか。つまり、二市二町の担当部長さんが集まったのではないかと思っただのが間違いであればそれでいいんですけれども、そのようなことが、つまり受け入れ対象になっている方の相互の、事務当局じゃないですよ、部長さん、市長さんのところでこれらの話というのはしていらっしゃるのかということです。基本的な態度はよくわかりましたけれども、そのところがよくわからないので、そのところをぜひ知りたいと思います。もちろん五十六年六月の意見書というのは有効ですから、話が来た場合には議会に連絡を取りますけれども、しかし、意見書はそうですが、同時に、やはり市長さんの態度というのは非常に重要でして、まずは、議会の方としては一般的な問題がありますからこれは受けないんだと言っているわけですから、その前の段階で、それはもう話になりませんということと、ぜひやってほしいということです。ですから、八月の末にやられたんではないかということだけ聞いておきたいと思

います。

それから、三番目の外国人登録、僕の質問でお志水になっていらっしゃるんじゃないかと思えますけれども、いろんな声が高まってます。その指紋押捺の問題に関しては、人権的な問題や、あるいは簡単に言いますと、日本にいる外国人という在日外国人の方々は、われわれと同じように住民票を構っているわけじゃないんです。住民票がない、住民票のかわりに外国人登録がある、しかし選挙権もない、そのかわりに税金はきちんを取られている、非常に不利な状態です。崔斗海さんという方がいらっしゃいまして、京都で裁判を起こしまして、つまり、朝鮮半島で強制収容にあって、お前は帝国臣民だとされてきたのが、一九五二年の三月条約でこうと変わってしまうわけです。つまり、ほとんど朝鮮から来た人は朝鮮人であるから国に戻りなさい、もしくは日本にいるなら外国人になりますよということと、とても自分は日本人だと裁判に持ち込み、負けましたけれども、いろんな問題が起きています。特に、指

紋の問題に関しては、人権問題が特に強いのは犯罪者と同じではないかというようなことがあるわけです。

もう一遍聞きますけれど、僕の方の間違いかもしれないんですけれども、この全国市長会が五十八年の七月十三日、十四日と行われていて、その中でのさっき言った十八項目の都市行政制度の改善についてのことで、そういうような形で採択されたというふうに理解をし、市長さんたちが指紋の押捺やあるいは登録証の常時携帯を廃止するようにいろいろ考えておられると思うんで、僕としては非常にいいことだと思ったんですけれども、市長はどう思うんですか、存じおかないことだったというところだけを知らたいんですけれども、最初の都立保育園に関しては、部長、市長、町長さんがお集まりになって協議したことはないのかということと、いまの事柄に關しまして、閲覧の方は法に基づいて、福生の窓口では正式の申し出以外に閲覧させていない、それから、指紋も同時に出してはいないということの含みで、大変速やかな御判断でよ

ろしいと思いますけれども、いまの市長会との関係だけ市長さんに伺っておきたいと思えます。以上です。

○市長（田村匡雄君） 御答弁申し上げます。

○第一点の保育園の移管の問題でございますけれども、八月に青梅市役所へ四人の部長が集まりまして、都立の保育園に移管についてという形で文書を出していただきたいというようなお話しかございました。

これは、御案内のように、保育に欠ける子供をその市長が、自治体がそういうのをやるのが当然ではないかということが大前提であるということでございます。そういったことから、都ではひとつ各市区へ移管をしたいんだと。移管をしたいには、そういったことで話し合いの場をどうかというようなことがあったわけでございますけれども、之れ々から申し上げておるとおり、現在のところ福生市では議会から意見書等も出ておりますし、現在のところ、移管については話し合いの場を置くということも議会の方で

一応意見書が出ておりますので、議会の御理解をいただかなければだめですし、現在のところは、市もそういった考えはございませんということでお断りしたというのが実情でございます。

それから、在日外国人についての指紋の件でございますけれども、この件についてまことに申しわけなかったんですけれども、福生市からそういうのを出したのではなくて、都の方でいろいろと、要望をたくさん私どもの方で資料を出しますので、そのうちの一つをどこかの市で出したのが採択されて、要望として東京都の市長会、それから関東市長会、それから全国市長会へと上部団体へ行くわけでございますけれども、そういったことでしたというふうに。

○十二番（遠藤洋一君）都立保育園の移管にしましてはよくわかりました。

いままでどおりの方針でぜひ、市にとっては財政負担しない、それから、父母にとってはやはり保育内容の問題や、あるいは都立保

育園では定数の問題にしまして都立保育園の移管は認めがたいということ、ぜひこれからもがんばっていただきたいと思います。

それから、最後のところの要望だけ出しますけれども、これは、実は大阪府、兵庫県、広島県というあちらこちらからいまの押捺についての要望が出たんです。それも採択という形になったんです。ですから、全体の世論としては、押捺をしなくてもいいのではないかと、それから、常時帯行するなどしなくてもいいのではないかというふうになっていたと思うんです。

それで、いわゆる総連、朝鮮人総連合会やそれから韓国居留民団、民団では百万人署名という形で、この押捺問題や常時携帯問題については、やめる方向でわかってほしいというふうに進めているわけです。

ぜひ当市におきましても、そのような形で、市民要望が出てきましたら、ぜひ押捺につきましては、できるだけ人権を守るとい

うことから考えてほしいというふうをお願いをしまして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（田村市郎君）以上で一般質問を終わります。

○議長（田村市郎君）暫時休憩いたします。

午後一時五十九分 休憩

午後三時 開議

○議長（田村市郎君）休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は午後五時までとなっておりますが、議事の都合上あらかじめ延長することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君）御異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

○議長（田村市郎君）この際、報告事項がありますので、事務局

長をして報告をいたさせます。

（木村田議会事務局長報告）

一、追加議案の送付について（別添参照）

○議長（田村市郎君）以上で報告は終わりました。

○議長（田村市郎君）ただいま報告されました議案三件の取り扱
いについては、議会運営委員会において検討されておりますので、
委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 宮沢良一君登壇）

○議会運営委員長（宮沢良一君）御指名をいただきましたので、先
ほど開催いたしました議会運営委員会の結果について御報告い
たします。

新しく追加された議案の取り扱いですが、本日の日程に追加す

ることとし、市税条例の一部改正については総務委員会に付託して審議願うこととし、十二月期の期末手当に關係する議案については、支給の時期等配慮した結果、本日即決をお願いすることといたしました。

また、本日の日程のうち、請願書、陳情書の取り扱いについてであります。本日の議事の進行等配慮の上、朗読については省略し、審議願うことといたしました。

なお、期末手当の支給に關する条例については、現在提案でござる状況になく、理事者としては、速やかに提案でござるよう最善の努力をする旨の発言もありましたので、明日中に提案でござる状況になった場合は、本会議を開催の上、審議することと議運は了解しておりますので、この際報告をしておきます。

以上のとおりで報告を終わります。

○議長（田村市郎君） 以上で委員長長の報告は終わりました。お諮りいたします。

新たに提出された議案三件を本日の日程に追加したいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よつて新たに提出された議案三件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 日程第四 報告第五号 専決処分の承認を求めることについて（昭和五十八年度福生市一般会計補正予算（第三号））を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 生子国利君登壇）

○企画財政部長（生子国利君） 御指名をいただきましたので、報告第五号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第百七十九条第一項の規定によりまして、議会を招集するいとまがないと認めまして、昭和五十八年度福生市一般会計補正予算（第三号）を専決いたしましたので、同条第三項の規定によりまして報告し、御承認を求めようとするものでございます。

まず、その理由といたしまして、すでに御承知のように、去る十一月二十八日、衆議院議会の解散に伴い、十二月三日告示、十二月十八日選挙が行われることから、この選挙経費が必要となったためでございます。

財源については、歳入として都支出金を充当し、歳出については選挙関連経費を計上した次第でございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。予算書によりまして説明いたします。

まず、一ページをお開きいただきたいと思います。

第一条におきましては、十四十一万四千円を追加いたしました。

総額を歳入歳出それぞれ百十六億九千二百二十三万二千円と定めようとするものでございます。

歳入歳出の補正内容については、第一表歳入歳出予算によるものです。

次に、二ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、都支出金として委託金千四十一万四千円の追加補正で、衆議院議員選挙費委託金でございます。

歳出につきましては、総務費の選挙費千四十一万四千円の追加補正でございます。先ほど御説明いたしました、衆議院議員選挙執行に伴う準備及び投票票に要する経費でございます。以上、はなはだ雑駁な説明でございますが、補正予算第三号の御承認をくだされますようお願い申し上げます。説明を終りたいと思います。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第五号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって報告第五号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第五 議案第八十一号 福生市都市

公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 内田和雄君又壇)

○建設部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので、議案第八十一号福生市都市公園条例の一部を改正する条例につきまして御

説明申し上げます。

今回の改正は、福生都市計画事業福生駅東口土地区画整理事業により、東町公園を新たに設置したことに伴います改正でございます。

この公園の敷地面積は七百十二・五平方メートルでございます。

改正内容ですが、まず第一条において、現行条例の別表に新たに東町公園を加え、位置について換地前ですので、現在の地番福生市大字福生一〇二五番地〇といたします。

次に、第二条につきましては、第一条において別表に加え、東町公園の位置について換地処分後の公告後は、現在の地番から東町の新しい地番福生市東町八番に改めるという改正でございます。

なお、今回の条例は、改正部分を二度に分けて改正する形式が取りられておりますが、従来の一部改正と違う点でございます。

このような改正の手法を取りましたのは、区画整理の換置前に公園の供用を開始するために、換地前の現行地番による設置

がまず必要となるためでございます。

附則におきましては、この条例中第一条の規定は公布の日から施行し、第二条の規定は、換地処分公告のあった日の翌日から施行しようとするものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案とおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

○三番（村野和一郎君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十一号については、建設委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） お諮りいたします。

ただいま村野和一郎君から、本案は建設委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十一号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 日程第六 議案第八十二号 福生市駅前駐車施設の設置及び使用に関する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 内田和雄君 登壇）

○建設部長（内田和雄君） 御指名によりまして、議案第八十二号 福生市駅前駐車施設の設置及び使用に関する条例について御説明申し上げます。